

議案第1号

平成23年度天理市一般会計補正予算（第5号）

平成23年度天理市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,542千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,226,457千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

平成24年3月5日提出

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 7,513,069	千円 233,443	千円 7,746,512
	1 市民税	2,982,995	90,449	3,073,444
	2 固定資産税	3,491,447	72,160	3,563,607
	3 軽自動車税	118,994	2,294	121,288
	4 市たばこ税	385,934	60,477	446,411
	5 都市計画税	533,699	8,063	541,762
14 国庫支出金		3,164,001	△244,969	2,919,032
	1 国庫負担金	2,779,350	△174,098	2,605,252
	2 国庫補助金	360,936	△70,871	290,065

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		千円 1,478,801	千円 △8,998	千円 1,469,803
	1 県負担金	816,634	△4,201	812,433
	2 県補助金	543,364	469	543,833
	3 委託金	118,803	△5,266	113,537
16 財産収入		84,602	△8,952	75,650
	1 財産運用収入	51,503	11	51,514
	2 財産売却収入	33,099	△8,963	24,136
18 繰入金		683,191	3,000	686,191
	2 特別会計繰入金	102,664	3,000	105,664
19 繰越金		359,263	125,065	484,328
	1 繰越金	359,263	125,065	484,328

20 諸収入		330,652	13,953	344,605
	5 雑入	145,023	13,953	158,976
21 市債		1,809,900	△25,000	1,784,900
	1 市債	1,809,900	△25,000	1,784,900
歳 入 合 計		24,138,915	87,542	24,226,457

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 346,259	千円 △3,175	千円 343,084
	1 議会費	346,259	△3,175	343,084
2 総務費		2,700,087	265,441	2,965,528
	1 総務管理費	2,117,633	286,384	2,404,017
	4 選挙費	93,997	△21,315	72,682
	5 統計調査費	7,700	372	8,072
3 民生費		9,352,944	△80,400	9,272,544
	1 社会福祉費	4,153,138	106,850	4,259,988
	2 児童福祉費	4,092,226	△187,250	3,904,976
8 土木費		3,655,551	△249,295	3,406,256

	2 道路橋りょう費	537,186	△85,000	452,186
	3 河川費	82,534	△17,000	65,534
	4 都市計画費	2,745,466	△144,834	2,600,632
	5 住宅費	119,667	△2,461	117,206
10 教育費		2,753,472	164,811	2,918,283
	1 教育総務費	431,931	51,889	483,820
	2 小学校費	673,950	32,478	706,428
	3 中学校費	239,333	80,444	319,777
12 公債費		2,384,318	△11,704	2,372,614
	1 公債費	2,384,318	△11,704	2,372,614
13 諸支出金		17,365	1,864	19,229
	1 公営企業費	17,365	1,864	19,229

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	24,138,915 ^{千円}	87,542 ^{千円}	24,226,457 ^{千円}
合	計			

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	介 護 福 祉 施 設 整 備 事 業	千円 47,212
4 衛 生 費	2 清 掃 費	ご み 処 理 施 設 整 備 事 業	13,000
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	道 路 修 繕 事 業	4,736
		道 路 新 設 改 良 事 業	143,642
	3 河 川 費	河 川 改 修 事 業	3,682
	3 都 市 計 画 費	都 市 計 画 街 路 事 業	98,652
		都 市 計 画 公 園 事 業	3,000
	10 教 育 費	2 小 学 校 費	小 学 校 施 設 整 備 事 業
小 学 校 建 設 事 業			49,510
小 学 校 耐 震 化 事 業			63,716
3 中 学 校 費		中 学 校 耐 震 化 事 業	80,444

第3表 債務負担行為補正

廃止

事 項	期 間	限 度 額
前 栽 小 学 校 建 設 事 業	平成23年度から平成24年度まで	千円 78,624

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校整備事業	千円 6,000	証書借入れ 又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えすることができるものとする。
計	6,000			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	千円 120,000	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	千円 80,500	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ
河川整備事業	19,000				2,700			
都市計画街路事業	113,100				69,900			
小学校整備事業	75,200				103,800			
退職手当債	230,600				270,000			